

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月まで勤務した会社において、取引先との間で生じたトラブルにより極めて不利な立場となり、誤解を解こうとしたが理解されず、精神的に追い込まれ、脅迫観念、焦燥感、不眠等で悩むようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、D病院に転医し「うつ状態、双極性感情障害疑い、PTSD」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) E医師作成の平成○年○月○日付け意見書によれば、要旨、請求人の受診歴、症状等を踏まえ、請求人の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし、疾患名及び発病時期について検討すると、平成○年○月○日頃から諸症状の出現を訴えていたが、同年○月頃からは抑うつ、不眠、意欲減退等の症状が加わり、翌○月○日に精神科に受診したことから、同月頃に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと考えてのが妥当であると意見している。請求人の症状経過及び医学的所見に照らし、当審査会も同医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準によれば、精神障害の発病前おおむね6か月の間（以下「評価期間」という。）に、業務による強い心理的負荷が認められることが要件とされている。

この点、請求人の本件疾病の発病は平成○年○月頃であるところ、請求人が会社を退職したのは平成○年○月○日であり、本件疾病発病の約○年○か月以前に会社を退職していることが確認できる。そうすると、請求人が主張する会社における出来事は評価期間以前のことであり、認定基準に基づく業務による心理的負荷をもたらす出来事として評価することはできない。

したがって、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は、会社における業務による心理的負荷によるものとは認められないと判断する。

(3) なお、請求人は、本件請求をした後、請求人に発病した本件疾病は会社退職後に雇用されたF所在のG会社における業務による強い心理的負荷によるものであるとして、本件請求と同一内容の療養補償給付請求をしているところ、平成〇年〇月〇日、請求人に対し同請求に係る診療費の支払いがなされていることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。